

平成30年度

富海小中学校いじめ防止基本方針



防府市立富海小中学校

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるものである。このため、いじめの根絶に向けて、市、学校、家庭、地域、関係機関、その他学校教育に携わる関係者等が相互に連携し、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

学校現場でのいじめの防止等に係る取組については、未然防止の取組が重要であり、「ど

この学校にも、どの児童生徒にも起こりうるものである」との危機意識を常にもち、いじめられている児童生徒の権利利益を最大限擁護し、尊厳を保持していかなければならない。このため、学校教育活動を通し、児童生徒一人ひとりを大切にする教育の推進が何よりも求められており、教職員の資質能力の向上、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備等、これまで以上の意識改革に基づく計画的・継続的な取組が必要である。

また、いじめの問題を扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童生徒の実態把握やいじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、問題を隠すことなく、学校・家庭・地域が一丸となって解消に向けた対応を行うこととし、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」との毅然とした対応が求められる。

本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」や「山口県いじめ防止基本方針」（以下「国や県の基本方針」という。）を踏まえた上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、市・学校・家庭・地域・関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かした、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

第1 いじめの防止等に係る基本的な考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定されており、本校においても法が示す定義を基に対応等を行うこととする。

※「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

また、いじめの判断、認知等については、以下に示す、国の基本方針（いじめの定義）に基づき行うこととする。

国のいじめ防止基本方針（いじめの定義）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織と情報共有する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめの特徴、構造

いじめは、「どこの学校にも、どの児童生徒にも起こりうるもの」である。

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であったとの報告があり、このことから、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していることが分かる。

暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

いじめは「四層構造」となっている。

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやし立てる児童生徒（観衆）も見えて見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止めたり、仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、いじめを自らの問題として捉え、正しく対応できる力が育まれるようにすることが大切である。

いじめの四層構造

いじめられている者（被害者）			
いじている者（加害者）			
周りではやしたてる者（観衆）			
見て見ぬふりをする者（傍観者）			

2 いじめ問題への対応に係る基本的な考え方

(1) 地域総がかりの取組の推進

学校におけるいじめ問題への対応は、児童生徒一人ひとりの基本的人権を護り、豊か

な学びを保障するだけでなく、地域一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、いじめの根絶に向けた取組を、地域総がかりでさらに加速させる必要がある。

(2) 対応の視点

いじめは、「どこの学校にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応

（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

(3) 本校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」及び「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゆう」（自由）、「びようどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開することが重要である。

本校においては「いじめは絶対に許されない」との強い決意の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめの四層構造にも示されているように、児童生徒のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、学校いじめ対策組織と情報共有し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。

また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

3 いじめの防止等のために果たすべき役割

(1) いじめの防止等の推進

○ 人材の育成及び、生徒指導・教育相談体制の充実

生徒指導は、すべての教職員がすべての児童生徒を対象にすべての教育活動を通して行うものである。そのため、開発的・予防的な視点に立ち、児童生徒に寄り添いながら行うものであり、きめ細かな支援ができるよう教職員の研修機会の確保に努める。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図る。

○ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実

教職員がいじめの問題に適切に対応できるよう、問題行動等対応マニュアルの活用を促進するとともにやまぐち総合教育支援センター等と連携し、教職員研修を実施する。また、スクールカウンセラー（以下、SCという）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の心理や福祉の専門家と連携し、教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等、校内研修の深化・充実を図る。

○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネット上の不適切な書き込み等の防止、発見、対応等について、児童生徒を対象とした情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等を対象とした情報モラル研修会を開催し、啓発を図ることに加え、やまぐち総合教育支援センターに配置しているネットアドバイザー等を招聘した研修会を開催したり、指導助言を得たりすることのできる体制の充実を図る。

○ いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の定期的な調査、いじめ防止・根絶強調月間における学校の実践や児童生徒の主体的な活動、インターネット上のいじめへの対応の在り方等について、校内の状況を把握し、課題等の解決に努める。

また、本校における未然防止、早期発見、早期対応に係る実効性のある取組について、周知を図り、取組の充実を図る。

○ 相談窓口の周知

より多くの児童生徒・保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携の下、適切に対応できる体制の充実・強化を推進するとともに、相談窓口の広報・周知を図る。

○ SC、SSW等外部専門家との連携

本校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに本校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにするため、SC、SSWの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等との連携等の体制整備を図り、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。また、本校における教職員の教育相談能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等についての充実を図る。いじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する。特に、SC、SSWは、学校がいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自ら一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行い、周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

○ 学校評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知・徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(2) 富海小中学校いじめ問題対策協議会の設置

○ 趣旨等

法第14条の趣旨を踏まえ、弁護士、学校関係者、保護者代表、地区代表、関係機関（防府警察署、山口県中央児童相談所）、学識経験者、市長部局関係課、市教育委員会からなる協議会を別途要綱を定め設置する。必要に応じて、精神科医、心理や福祉の専門家にも協力を求める。これにより、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関との更なる連携強化を推進する。

○ 役割

・「富海小中学校いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものになるよう、恒常的に評価・検証し、取組内容の改善を図ることとする。

- ・関係機関との連携を図り、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応について協議し、いじめの根絶に向けた取組を協議する。
- ・重大事態の発生により、富海小中学校いじめ調査委員会が開催された場合には、児童生徒や保護者の状況に応じ、学校、市教育委員会及び関係機関・団体が連携して対応する。

4 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

(1) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組む。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

○ 学校の教育活動全体を通じた道德教育の充実

児童生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道德教育を充実させる。

○ 規範意識の醸成

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、児童生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

○ 他者への思いやりや社会性の育成

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア活動やふれあい体験など、本校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

○ いじめ防止・根絶強調月間の推進

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、本校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

(3) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

○ 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中学校の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、小中連携の一層の促進に努める。

○ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

○ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

学校の業務改善を推進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

(4) 「富海小中学校いじめ防止基本方針」の策定

いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）を策定することとし、学校ウェブサイト等を活用して、広く周知を図ることとする。

学校基本方針は、生徒指導体制や教育相談体制、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の基本的な考え方と具体的な取組、年間取組計画、校内研修、家庭や地域との連携等について、学校のいじめ対策全体に関わる内容である。

【意義】

- ・「学校基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・児童生徒及びその保護者に対し、いじめの発生時における学校の対応を示すことは、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を「学校基本方針」に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

【内容】

- ・いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め、「早期発見・早期対応のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといった具体的な取組を盛り込む。そして、これらの「学校基本方針」の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び早期対応の行動計画となるよう、教職員がいじめに係る資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた活動を具体的に記載する。
- ・いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ対策組織を中心に、「学校基本方針」を本校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、「学校基本方針」に盛り込む。
- ・「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・「学校基本方針」を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た「学校基本方針」になるようにすることが、「学校基本方針」策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について決めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「学校基本方針」の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加を確保する。
- ・策定した「学校基本方針」については、本校のホームページへの掲載により、保護者や地域住民が「学校基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関

等に説明する。

(5) 「いじめ対策委員会」の設置

法が定める「いじめ対策組織」の中に「いじめ対策委員会」を設置し、管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、さらに、可能な限り心理や福祉の専門家であるSC、SSW、医師、少年安全サポーター等の外部専門家などを委員とし、実効性のある人選とする必要がある。

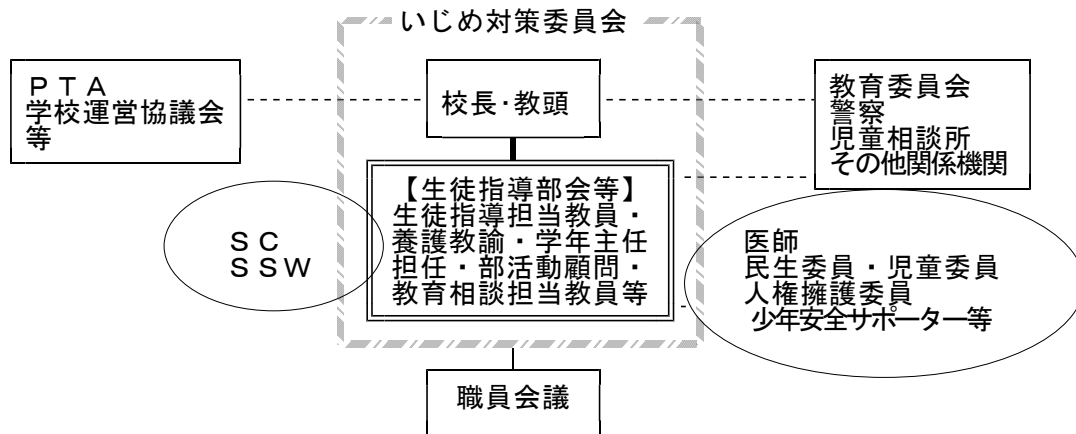
また、組織で対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該委員会は、学校の組織的ないじめ対策の中核として、「学校基本方針」に基づくいじめの防止等に係る各取組をより実効的に行うとともに、学校評価の評価項目への位置付けや、学期に1回の定例の「いじめ対策委員会」を開催することにより、PDCAサイクルによる検証等を行い、必要に応じて改善を図る。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

設置に当たっては、教職員の経験年数や学級担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるために、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校はいじめ対策の企画立案、早期対応等を、すべての教職員が経験することができるようにする。また、適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて、構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担して柔軟な組織とするなど工夫・改善する。

校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置付け



いじめ対策組織の役割

【未然防止】

◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・早期対応】

◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

◇ いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があっ

た時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇ いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【「学校基本方針」に基づく各種取組】

◇ 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇ 「学校基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇ 「学校基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校基本方針」の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

第2 学校におけるいじめの防止等のための具体的な取組

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で児童生徒について自由に話し合えるような人間関係が必要である。

○教職員の資質能力の向上

- ・年に複数回いじめの問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

○いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- ・問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価・検証
- ・改善を図る場とする。
- ・各分掌・各学年と情報共有を図りながら、定期的を開催する。

生徒指導部会等における運営上のチェックポイント

- 定期的に（週1回程度）開かれているか。
- 各分掌・各学年と連携した生徒指導がなされているか。
- 話し合われた内容が、速やかに全教職員に周知され、理解されているか。
- 問題行動の報告・対応に終始していないか。

○ 教育相談体制の確立

- ・すべての児童生徒が能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助の機能を重視する。

○ 児童生徒の行動観察

- ・給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ児童生徒とのふれあいの機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

○ 児童生徒理解

- ・日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「i-check」「Fit」、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」等の客観的なテストを通して、児童生徒理解に努める。

○ 家庭・地域社会との連携

- ・PTAや学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

○ 校種間連携の一層の促進

- ・小中学校間の情報共有や児童生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、小中学校間連携の一層の促進に努める。
- **教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備**
 - ・部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む学校の業務改善を促進し、教職員が児童生徒と向き合う時間の確保に努める。
- **学校いじめ対策委員会の周知**
 - ・いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、学校いじめ対策組織の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、学校いじめ対策組織の存在及び活動が児童生徒に容易に認識される取組を行うよう努める。
- **指導上の配慮が必要な児童生徒**
 - ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつ児童生徒などは、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないことがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 学校のすべての教育活動を通じた取組

いじめを防止するためには、児童生徒が学校の教育活動を通して、互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるような「居場所づくり」に積極的に取り組む。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりに努める。

○ 各教科・総合的な学習の時間

・ 授業に対する教員の心構え

児童生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、授業者から受ける影響は大きい。児童生徒同士または教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

指導方法はもちろんのこと、授業に対する教員の姿勢から、人権感覚が問われる場でもある。たとえば、授業中に失敗した友達を茶化したり、また、そのことを

助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。

・ **学び合いのある授業づくり**

児童生徒自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができるよう、教員は授業を組み立てる中で、常に児童生徒の考えや意見を意味付け、価値付け、さらに他の児童生徒へ投げ掛け、新たな意見を引き出すなどの授業展開に心掛ける。

○ **道徳**

・ **道徳的実践力を育む場として**

道徳の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、児童生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

・ **道徳教育を中核とした心の教育の推進**

学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、県教委作成の指導資料「心を耕す」や「(改訂版)いのち・なかま・やくそくを大切にすることを育む学習プログラムみんなちがってみんないい」等の活用により、児童生徒の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組の重点化を図る。

○ **特別活動等**

・ **児童生徒の主体的な取組の充実**

学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動及びクラブ活動、部活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場を設定する。児童生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を支援していく。

・ **集団活動及び体験活動の推進**

他者の思いを大切にすることの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等が重要である。学校・地域の実態に即して、効果的・計画的に実施していく。

・ **部活動での好ましい人間関係づくり**

自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力を育成するなど、その教育的価値が生かされる運営方法を研修する必要がある。

・ **指導上の留意点**

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、いじめは重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得る

こと等についても、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶなどの取組を行う。

○ 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

○ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童生徒が自らの命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国の動向を踏まえながら導入を検討する。

(3) 「いじめ対策委員会」の取組

当該委員会には、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか確認するなど、定期的に評価・検証していくことが求められる。このため、当該委員会に児童生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりが必須かつ前提となる。また、対策委員会にはいじめの相談・通報等の窓口としての役割も求められる。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な委員会として位置付ける。

(4) 学校評価による評価・検証・改善

「学校基本方針」に基づく取組の実施状況を学校の評価項目に位置付ける。「学校基本方針」において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組を検証し、改善を図る。

(5) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、誠意のある対応に心がける。

○ 家庭との連携

・ 大人の意識の向上

日頃からいじめの問題に対する学校の姿勢を家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

・ **日頃からの信頼関係づくり**

保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

信頼関係づくりのポイント

- 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- 保護者の児童生徒への思いを共感的に理解する。
- 保護者の願いを誠意をもって聞く。
- 保護者ととともに児童生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- 保護者は児童生徒を守り、児童生徒の成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

○ **地域との連携**

地域にも児童生徒の実態を知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。

・ **地域の環境づくり**

P T Aはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや防府警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。

登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

・ **児童生徒の活動への支援**

子ども会や自治会等の既存の地域活動に積極的に参加できるよう十分配慮する。

○ **日常の取組の情報発信**

開かれた学校づくりに一層努め、学校での生活状況等を家庭・地域社会に提供する。

情報発信の方法や場の例

学校だより、学年・学級通信、P T Aだより、学校ウェブサイト、
学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、P T A総会における協議、
学校支援ボランティア、 民生委員・児童委員等との交流、学校運営協議会、
地区懇談会等

2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるために、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつ。
- ・しばしばいじられている児童生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

(1) 早期発見のために学校がとるべき体制

いじめは、外から見えにくいことから、全教職員が連携・協力して早期に発見できる体制の構築に努める。

○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、専科教員、少人数指導教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にする。
- ・学校栄養職員、学校事務職員、SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童生徒の様子をきめ細かく把握する。
- ・学校評価に係る児童生徒・保護者アンケート、定期教育相談、週1回生活アンケート、個人面談等により、児童生徒、保護者等の実情を把握し、恒常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・全校体制での校内組織のもと、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報共有を図る。

○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、SC等、専門家と緊密な連携を図る。

○ 「いじめ対策委員会」の設置・役割

- ・当該委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものである。
- ・当該委員会の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を母体とするなど、いじめ防止等に対して、実効的に対応できるようにする。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示す。

児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。

○ いじめられている児童生徒のサインを見逃さないための取組

- ・誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下、日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード等直接書いたものや、「i-check」、「Fit」、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」等の客観的なテストの実施によ

り、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気で行うことができるように努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、SCのコンサルテーションを受けるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

○ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間等の見守りや昼食（給食）の指導等を、担任・副担任などの複数教職員で連携して行う。

○ 研修の充実

- ・ SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

○ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、塾やスポーツクラブ、地域にある商店、コンビニエンスストア等においても、広く相談機関を周知する。

(3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。定期的に学校公開日（週間）を設けたり、学校支援ボランティアと協働したり、土曜授業を利用したりするなど、地域と連携・協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高める。また、保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。

○ 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、注文とならないよう工夫する。
- ・ 定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

○ 地域との連携

- ・ 地域にある商業施設、商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター、カラオケボックス、ゲームセンター等、児童生徒がよく立ち寄る場所を地

- 域の健全育成協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- ・種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
 - ・地域行事や各種の催事などに、児童生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

(1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

学校として、「学校基本方針」やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、必要に応じて、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、学級担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が事案やささいな兆候や懸念、情報を一人で抱え込むことなく、または対応不要であると個人で判断しないよう、学校として情報の共有を基に、いじめ対策組織を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

・ いじめに係る情報の報告・相談

児童生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があったときに、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

・ 事実関係の確認

いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保した上で、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録する。

※ 5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

・ 「いじめ対策委員会」の開催

把握した事実を基に今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。（場合により、職員会議の開催）

・ いじめを受けている児童生徒への対応

信頼関係のある教職員が担当する。

・ いじめを行っている児童生徒への対応

複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

・ 周りの児童生徒（観衆、傍観者）への対応

複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

・ いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。

・ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任、管理職、

生徒指導主任等の複数で対応する。

- ・ **PTA等への働きかけ（必要な場合）**

- 校長、教頭が担当する。

- ・ **教育委員会、関係諸機関との連携**

- 校長、教頭、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

(2) 対応する上での留意点

○ いじめを受けている児童生徒及びその保護者への対応

- ・ 「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめられている児童生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え、解決することを約束する。
- ・ いじめを受けている児童生徒に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信を失わせる可能性があるため、このような言動は避ける。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが肝要である。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

○ いじめを行っている児童生徒及びその保護者への対応

- ・ いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞く。
- ・ 保護者への対応については、学級担任と管理職等複数で面談することとし、今後の当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、いじめられた児童生徒・保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、今後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

○ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）及びその保護者への対応

- ・ 周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
- ・ 観衆や傍観者の立場の児童生徒への指導は、いじめられている児童生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせるよう配慮する。
- ・ いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじ

めをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努める。

- ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮する。

○ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

○ いじめの事後指導

「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。関係児童生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

○ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（児童生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。被害の拡大を最小限に抑えるよう速やかに対応する。

(3) 教育相談の在り方

いじめを受けている児童生徒の心のケア、いじめを行っている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童生徒がいじめの行為に至ることもあるため、SSWによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行う。

○ いじめを受けている児童生徒に対する教育相談

いじめを受けている児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSW等と連携する。

<手順例>

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- ③ 事実関係を把握する。
 - ・いじめを受けている児童生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
 - ・心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
 - ・事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的な相談にならないよう、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
 - ・当該児童生徒のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように

励ます。

- ・学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。
- ・指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。

- ⑤ 当該児童生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめを行っている児童生徒と話し合う場をもつ。
- ⑥ 教育相談を継続する。

○ いじめを行っている児童生徒に対する教育相談

いじめを行っている児童生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような児童生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤もち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。

したがって、一方的に叱責するのではなく、児童生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を心がける。より高い専門性が必要な場合は、SCやSSW等と連携する。

<手順例>

- ① 事実を把握する。
 - ・いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
 - ・いじめを行っている児童生徒の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。
 - ・いじめに加わっていた児童生徒が複数の時には、一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。
 - ・いじめを行っている児童生徒は、いじめを受けている児童生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。いじめられている児童生徒に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかということに気付かせる。
 - ・児童生徒の心身の成長の過程に即し、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ③ 自己指導能力を育む。
 - ・児童生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
 - ・表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。
- ④ 好ましい人間関係の在り方について指導する。
- ⑤ 教育相談を継続する。

(4) 保護者との連携

○ いじめを受けている児童生徒の保護者への対応

- ・積極的にSCやSSWと連携する。
- ・速やかに保護者との面談の時間を設定するなど、保護者の言い分を傾聴する。教職員と保護者が児童生徒のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・いじめを受けている児童生徒の保護者の心情を理解した対応が不可欠である。
- ・いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との強い意志の下、いじめられている児童生徒の人権を護り、いじめている児童生徒に対して、毅然と

した姿勢で臨むことを明確にする。

- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。
- ・ いじめを受けている児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視したりかえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにもより一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

○ いじめを行っている児童生徒の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷと連携する。特にいじめている児童生徒及びその保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、ＳＳＷ、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。
- ・ 正確な事実関係を確認することに心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童生徒のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめを受けている児童生徒及びその保護者に対する謝罪の仕方、自分の子供への指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめている児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童生徒のよりよい成長のために心を開いて問題解決に配慮してくれるように接する。

○ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ いじめを受けている児童生徒及びその保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、いじめを行っている児童生徒と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(5) 地域・関係機関との連携

○ 学校と地域との連携

- ・ 日頃からＰＴＡや学校評議員等といじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会や地域協育ネット協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者に情報提供する場合についても慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

○ 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う必要がある。（やまぐち総合教育支援センター、市教育委員会、市福祉部局、青少年健全育成協議会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等）
- ・ あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、当該行為が犯罪行為である場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

(6) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（インターネット上のネットいじめ）への対応

インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

○ 初期対応

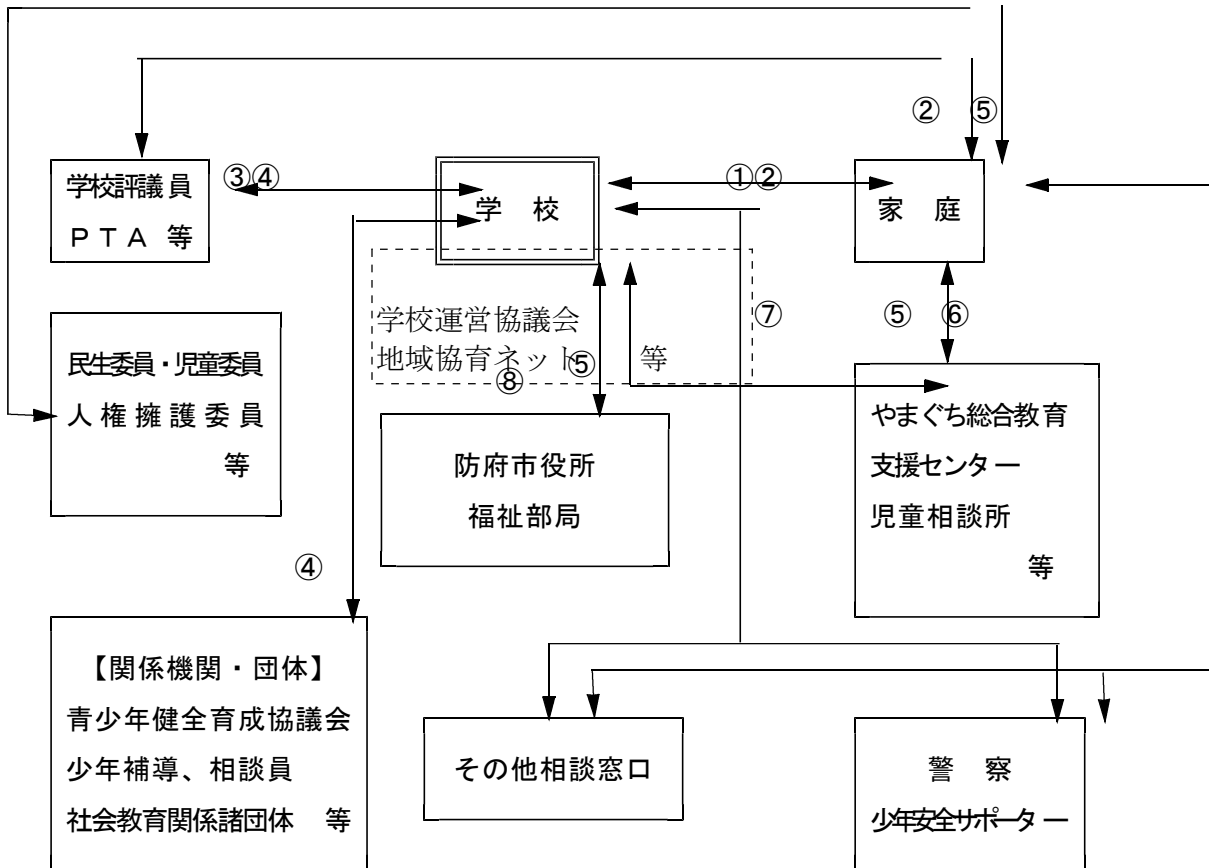
インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。

○ 関係機関との連携

必要に応じて、防府警察署のネット犯罪担当者、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

いじめ問題に係る関係機関の連携図

(学校を中心としたかかわり)



- ① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
- ③ PTAとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
- ④ 学校外での児童生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。
- ⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 児童生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
- ⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
- ⑧ 教育委員会と協議し、支援を得る。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止

んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対応（生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」により適切に対処する。

(1) 重大事態の判断について

重大事態とは、以下の場合をいう。

・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

また、児童生徒・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校がその時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調整をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への学校及び市教育委員会の対応

○ 重大事態の報告（発生報告）

重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ報告しなければならない。また、臨時の教育委員会を開催し、防府市いじめ調査委員会の開催について諮らなければならない。

○ いじめを受けている児童生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、児童生徒への最善の方法を検討するよう配慮する。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 学級替え等
- ・ 就学校の指定変更や区域外就学

○ いじめを行っている児童生徒への対応

いじめを受けている児童生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 懲戒等の実施

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが肝要である。また、適切に関係機関との連携を図る必要がある。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

○ 留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に全力で努めていく。

(3) 自殺の事案への対応について

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくよう配慮する。

遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、市教育委員会と連携して対応する。

第3 その他の重要事項

国や県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、富海小中学校いじめ問題対策協議会が見直しの必要があると認めるときは、「富海小中学校いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに、改訂していくこととする。